

番号	付番なし
項目	要望書のとおり

(回答)

【 1. 利用調整に係る区役所の関与について】

- ・本事業は大阪市都島区学校体育施設開放事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第 1 条により、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的としています。
- ・また、大阪市都島区学校体育施設開放事業に関する協定書（以下、「協定書」という。）第 2 条及び別表において、利用団体の登録・利用調整は実施団体の役割と定めており、利用調整を含む管理運営については、各実施団体が各地域の実情に応じて主体的に行っていただくこととしています。
- ・ついては、利用調整に区役所が直接関与できるものではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・一方、要綱第 3 条において、実施団体による管理運営に係る留意事項として、「事業の目的に従って、公平・平等に施設の利用調整を行うこと」としています。
- ・各実施団体に配布している都島区学校体育施設開放事業実施の手引きにおいても、実施団体へ事業の運営に際しては、公平性・公益性を保っていただくよう依頼しています。
- ・また、この間の貴団体からの要請につきましても、上記の考え方に基づき対応させていただいており、実施団体との意見交換の場を設けるなどさせていただきましたが、改めて、各実施団体へ今回のご要望をお伝えさせていただきます。

【 2. 施設利用に関する規定・基準について】

- ・利用団体の範囲については、要綱第 5 条第 1 項に定めるとともに同条第 2 項において、下記（１）～（５）に該当することが判明した時点で利用を差し止めることとしています。
 - （１）営利を目的とする利用
 - （２）公序良俗を乱す恐れのあるもの
 - （３）建物又は付属設備を破損する恐れのあるもの
 - （４）政治的又は宗教的目的があるもの
 - （５）実施団体の定める利用条件等を遵守しないなどその他管理上支障があるもの

- ・本事業の管理運営については、各実施団体が地域の実情に応じて主体的に行うものであることから、区役所において統一した利用条件等を定める予定はありませんが、今回のご要望を受け、実施団体において定めた利用条件等がある場合については、各利用団体に広く周知するよう依頼させていただきます。

【３．協定書に基づく区役所の介入について】

- ・区役所と実施団体が締結している協定書において、第４条及び第１２条により、適宜、必要に応じ連絡調整、意見交換、協議を行い、適切な事業実施を行うこととしています。
- ・利用調整を含む管理運営において、実施団体において解決できない問題が発生した場合には、必要に応じ実施団体と利用団体との課題解決に向けた調整等を行うこともございます。

担当	都島区役所 まちづくり推進課（市民協働） 電話：06-6882-9734
----	--------------------------------------